

発信番号:DNSC- 1421

発信日:2010年1月7日

原稿枚数:3

会 員 各 位

(総経理・所長、駐在員の皆様)

発 信:大連日本商工会
運営委員長 鈴木 健夫

在瀋陽日本国総領事館大連出張駐在官事務所より下記のお知らせがありましたので、ご案内致します。

記

感染症広域情報の発出 (鳥インフルエンザの流行状況について (2010 年 1 月))

2010年1月7日

在瀋陽日本国総領事館
大連出張駐在官事務所

(感染症広域情報)

～感染地域に渡航・滞在を予定されている方は、家禽類や野鳥類への接触は避けてください。～

1. 最近の流行状況

2003 年 11 月以来、東南アジア、中央アジア、欧州などの広い地域において高病原性鳥インフルエンザ (H5N1 型)が発生しています。現在も引き続き、世界各地でトリからトリへの感染やトリからヒトへの感染が確認されていますので、御注意ください。最近の感染状況は以下のとおりです。

(1) ヒトへの H5N1 型鳥インフルエンザ感染状況

2009 年 9 月 2 日以降、世界保健機関 (WHO) は、エジプト (アレキサンドリア県、ブハイラ県、ガルビーヤ県、メニヤ県)において 5 人が感染 (死亡者なし)、ベトナム (ディエンビエン省)において 1 人が感染 (1 人死亡) 及びカンボジア (コンポンチャム州)において 1 人が感染 (死亡者なし) したことが確認された旨発表しました。また、WHO は 2009 年 12 月 30 日、インドネシアにおいて 2009 年に 20 人が感染 (19 人死亡) したことが確認された旨発表しました。

2003 年以降でヒトへの感染が確認されている国は、以下のとおりです。

(2009 年 12 月 30 日現在 : 出典 WHO)

インドネシア	感染者数	161 人 (うち、134 人死亡)
ベトナム	感染者数	112 人 (うち、57 人死亡)
エジプト	感染者数	90 人 (うち、27 人死亡)
中国	感染者数	38 人 (うち、25 人死亡)
タイ	感染者数	25 人 (うち、17 人死亡)
カンボジア	感染者数	9 人 (うち、7 人死亡)

アゼルバイジャン	感染者数	8 人（うち、	5 人死亡）
トルコ	感染者数	12 人（うち、	4 人死亡）
イラク	感染者数	3 人（うち、	2 人死亡）
ラオス	感染者数	2 人（うち、	2 人死亡）
パキスタン	感染者数	3 人（うち、	1 人死亡）
ナイジェリア	感染者数	1 人（うち、	1 人死亡）
バングラデシュ	感染者数	1 人（うち、	0 人死亡）
ミャンマー	感染者数	1 人（うち、	0 人死亡）
ジブチ	感染者数	1 人（うち、	0 人死亡）
計 15 か国	感染者数	467 人（うち、	282 人死亡）

（２）トリへの H5N1 型鳥インフルエンザ感染状況

国際獣疫事務局（OIE）は、2009 年 9 月 2 日以降、バングラデシュ（ダッカ県）、ロシア（モスクワ州）、ベトナム（ディエンビエン省）及び香港（八仙嶺郊外公園）において、トリへの H5N1 型鳥インフルエンザの感染が確認された旨発表しました。

現在までに、H5N1 型鳥インフルエンザの発生が確認されている国・地域（62 か国・地域）は以下のとおりです。

- アジア(16)： インド、インドネシア、カンボジア、タイ、韓国、中国、香港、日本、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス
- 欧州(26)： アゼルバイジャン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、カザフスタン、ギリシャ、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、スロバキア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルーマニア、ロシア
- 中東(9)： アフガニスタン、イスラエル、パレスチナ自治区、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、トルコ、ヨルダン
- アフリカ(11)： エジプト、ガーナ、カメルーン、コートジボワール、ジブチ、スーダン、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン

２．感染地域でトリに接触した日本人が、発熱や咳症状を発症して帰国した事例（結果的には H5N1 型ウイルスに感染していなかった。）も確認されていますので、鳥インフルエンザの発生国・地域では不用意にトリに近寄ったり触れたりせず、衛生管理にも十分注意してください。また、帰国時に高熱、咳症状がみられる場合には、検疫所の健康相談室にお申し出ください。帰宅後に同様の症状が現れた場合には、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。

その他、感染地域滞在の注意事項については、「海外渡航者のための鳥インフルエンザに関する Q & A」を御参照ください。（http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/sars_qa.html）

3. 各国・地域におけるヒトへの感染状況等の詳細については、以下を始めとする各在外公館のホームページを御参照ください。

在インドネシア日本国大使館：http://www.id.emb-japan.go.jp/osh_bflu_idjky.html

在ベトナム日本国大使館：

http://www.vn.emb-japan.go.jp/html/jmedical_tori_influ.html

在エジプト日本国大使館：

<http://www.eg.emb-japan.go.jp/j/consulate/birdflu/index.htm>

在中国日本国大使館：http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/birdflu_top_j.htm

(問い合わせ先)

○外務省領事局政策課

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5374

○外務省領事サービスセンター (海外安全担当)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902

○外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/> (携帯版)

○鳥インフルエンザに関する情報 (厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou02/index.html>

○新型インフルエンザ対策関連情報 (厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

○海外渡航者のための感染症情報 (厚生労働省検疫所) <http://www.forth.go.jp>

○高病原性鳥インフルエンザ (国立感染症研究所感染症情報センター)

http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html

○鳥インフルエンザに関する情報 (農林水産省)

<http://www.maff.go.jp/tori/index.html>

○Avian influenza (世界保健機関 (WHO))

http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

○国際獣疫事務局 (OIE)

http://www.oie.int/eng/en_index.htm